

2013年5月25日に第315回月例会が開催されましたので、その概要をご紹介します。  
大阪企業法務研究会幹事会

-----  
報告者：池田佳史（栄光総合法律事務所 弁護士）

報告テーマ：債権譲渡・債権質と国際私法

報告者コメント：債権者または債務者が外国企業の債権に担保を設定したい場合がありますが、その場合の準拠法について、最高裁昭和53年4月20日判決、東京地裁昭和42年7月11日判決をベースに検討します。

報告概要（見出し等）：

#### 1. はじめに

日本法を準拠法として、外国企業を債権者または債務者とする債権について譲渡担保権、質権を設定する方法について検討する。

#### 2. 法例、法の適用に関する通則法

(1) 債権譲渡担保・債権室の準拠法に関する法制度（債権譲渡と平行に考えて）

(2) 法例

① 債権質 法例10条 目的物所在地法？

② 債権譲渡 法例12条 債務者住所地法

(3) 要綱中間試案

(4) 法の適用に関する通則法

① 債権質 13条 目的地所在地法？

② 債権譲渡 23条 債務者および第三者対抗力は対象債権の準拠法

#### 3. 各国の法制度

(1) UCC

債権譲渡の第三者に対する効力の準拠法は譲渡人の所在地法（9-301）

(2) EU Rome I

契約に適用される法律が債権譲渡における譲渡人と譲受人の義務の準拠法であり、対象債権の準拠法は債務者との関係（対抗要件を含む）準拠法。第三者対応要件の準拠法は同規則の対象外（14条）

(3) UNCITRAL「国際取引における債権譲渡に関する条約」

譲渡人の所在地法（22条）

#### 4. 最高裁昭和53年4月20日判決（債権質）

5. 東京地裁昭和42年7月11日判決(債権譲渡)

6. 判決について

7. 担保権者が日本法人、譲渡担保、質権設定者または対象債権の債務者のどちらかが外国法人である債権の譲渡担保、質権設定において準拠法を日本法とすることが可能か

以上